

# 西田町会会則

## 第一章 総則

第一条 本会は西田町会と称する。

第二条 本会は成田西2・3丁目(旧西田町2丁目)の居住者を以て組織する。

第三条 本会の事務所は会長宅におく。

第四条 本会は、防犯部、防火・防災部、交通部、総務部をおく。 (23年総会で文言修正)

## 第二章 目的と事業

第五条 本会は会員相互の親睦を計り福祉を増進するを以て目的とする。

第六条 本会は前条の目的達成のために下記の事業を行うものとする。

- 1, 防犯、防火、交通安全、文化、福祉思想の普及奨揚を計る。
- 2, 青少年、児童の保護育成
- 3, その他必要と認める事項

## 第三章 役員

第七条 本会は下記の役員をおく。

会長	1名	副会長	2名
会計	2名	会計監査	2名
防犯部長・防火・防災部長・交通部長・総務部長及び総務若干名			

(23年総会で文言修正)

第八条 会長は会務を統轄し本会を代表する。

副会長は会長を補佐し会長事故ある時はこれを代行する。

会計は本町会の会計業務全般を司る

(27年総会で文言追加)

会計監査は会計を監査する。

第九条 本会の役員は下記の方法によりこれを選出する。

- 1, 会長、副会長、会計、会計監査は総会において選出する。
- 2, 各部の部長は会長がこれを委嘱する。

第十条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

役員は任期満了後といえども後任者が就任するまで、その職務を行い、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第十一条 本会は顧問及び相談役をおくことができる。

顧問及び相談役は役員会に諮り会長がこれを委嘱する。

顧問及び相談役は各会議に出席して意見を述べる事ができる。

## 第四章 会議

第十二条 本会の会議はこれを分けて総会及び役員会とし会長これを招集する。

1, 役員会は会長、副会長、会計、会計監査、各部の部長、各班長を以て組織し会務に関して協議する。

2, 定例総会は毎年会計年度終了後、60日以内に開催し、会務、決算の報告、予算その他につき協議する。

尚、必要に応じ臨時総会を招集する。また役員会をもって総会に替える事が出来る。

第十三条 会議の議決は出席者の過半数を以て決し、可否同数の時は議長がこれを決定する。

## 第五章 会計

第十四条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第十五条 本会の経費は会費、寄付金、その他の収入を以てこれに充てる。

第十六条 本会の会費は月額会費(月額 ￥100-)を納入するものとする。  
但し、一年分を1回または2回に納入することが出来る。

第十七条 本会には下記の帳簿を備える。  
会員名簿、役員名簿、金銭出納帳、会務簿等。

第十八条 (平成20年定時総会にて追加附則)  
特別会計にある災害準備金の使途は「自然災害・非常災害に依る被災を対象とする」  
尚、その際供出する額は会長が役員会に諮りこれを決める。

第十九条 (平成20年定時総会にて追加附則)  
特別会計にある古紙回収事業金の使途は年間必要経費を除く額とし、その使途は会長が  
役員会に諮りこれを決める。

#### 附則

- 1 会員の家族に不幸があった時は弔意を表する。
- 2 本会の運営に必要な細則及び緊急事項は役員会に諮り協議しこれを決する。
- 3 班長は役員に準じ、任期を2年とし役員会に出席することが出来る。
- 4 本会の保有する備品類は田端集会所に保管し会員に特別の使用事由があるときはこれを貸出す。

備品類	テント	5張り	(大・中・交通安全用)
	折りたたみ式座テーブル	12卓	(室内用)
	座布団	40枚	
	パイプ椅子	30脚	
	車いす	1台	
	折りたたみテーブル	5台	(屋外用)
	ハンドマイク	5台	
	懐中電灯	9台	
	スリム電灯	10台	
		8台	(東京都より支給品)
	トランシーバー	3台	
	折りたたみ式担架	2台	
	町会旗	1基	
	防災会・簡易旗	2基	
	麻雀台+牌	4セット	
	大鍋	2セット	
	レートル	2セット	
	掃除機	1台	
	延長コード	3台	
	延長コード	5	
	タップ	3	

※創立50周年記念行事として備品の購入 (平成22年度)

アルミ折りたたみ式リヤカー	1台	
車椅子	3台	
折りたたみテーブル	3台	(屋外用)
座卓	3卓	(室内用)
パイプ椅子	12脚	
傘立て	1台	
液晶TV	1台	
電子レンジ	1台	